

令和3年5月10日

## 新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

### ■概要

令和3年5月7日に埼玉県のまん延防止等重点措置期間が延長され、同年5月8日、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が示された。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

### 記

#### 1 市有施設の取扱いについて

これまでの取扱いを令和3年5月31日（月）まで延長する。

なお、原則、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。ただし、県営公園については、駐車場を閉鎖することとしておりますが、本市の公園については、県外からの利用があまり想定されないことから、駐車場は閉鎖せず、感染対策を講じて利用していただくこととする。

#### 《これまでの取扱い》

令和3年4月28日（水）から同年5月11日（火）までの間、午後8時以降及び午後8時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応」に準じて対応する

#### 2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和3年5月12日（水）から同年5月31日（月）まで

原則として、中止又は延期とする。